

尚絅大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 尚絅大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学術を研究教授し、広く社会と文化の発展に寄与するとともに、建学の精神に則り、先進的知識と高度な技能とを修得して、智と徳とを兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性を育成することを目的とする。

(学部及び学科)

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

現代文化学部	文化コミュニケーション学科
生活科学部	栄養科学科
こども教育学部	こども教育学科

(収容定員)

第3条 本学の収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	75人		300人
生活科学部	栄養科学科	70人	10人	300人
こども教育学部	こども教育学科	70人	5人	290人
計		215人	15人	890人

(学部の目的)

第4条 現代文化学部は、高度なコミュニケーション能力を基礎に、高度情報化とグローバル化が進行する現代日本社会及び多様な表現文化について、広い視野から調査・分析する能力を修得し、ビジネスや行政の場で協働して問題を解決できる女性を育成することを目的とする。

2 **生活科学部**は、人間の健康と食のあり方を広い視野から深く教育研究することにより、食・栄養に関する先進的な専門知識と実践技術を身につけ、自律性・対話力・考察力を兼ね備えた専門職業人として、栄養教育、栄養管理、食育等を通して、広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

3 **こども教育学部**は、子どもの内面を理解し適切な指導を行う力、家庭や地域社会と協働し、連携を図りながら教育を実践する力、特別な教育的配慮を要する子どもに対応する力を身につけ、子どもに信頼され慕われる人間性豊かな幼児教育・保育者を養成することを目的とする。

(学長権限)

第4条の2 学長は、本学の校務全般について、最終的な決定権限を有する。

第2章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学期間)

第5条 本学の修業年限は4年とする。

2 在学期間は8年を超えることはできない。ただし、編入学、転入学、再入学及び転学部した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。

(修業年限の通算)

第6条 第67条に定める本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場

合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて、本学が認める期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、教授会の議を経て、前期の終期、又は後期の始期について変更することができる。

(休業日)

第9条 定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 尚絅学園創立記念日 5月1日
- (4) 春季休業 3月21日から4月4日まで
- (5) 夏季休業 8月11日から9月30日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月10日まで

2 休業中にかかわらず、見学、実習又は聴講させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、学長は、教授会の議を経て休業日を変更し、又は臨時の休業日を設けることができる。

第3章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第10条 本学は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、学部に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第11条 現代文化学部の教育課程は、教養教育科目、専門教育科目、司書に関する科目により編成する。

2 生活科学部の教育課程は、教養教育科目、専門教育科目及び教職に関する科目により編成する。

3 こども教育学部の教育課程は、教養教育科目、専門教育科目及び教職に関する科目により編成する。

4 教育課程の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に配当するものとする。

5 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

6 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

7 第5項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第12条 現代文化学部の教養教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第1、専門教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第2のとおりとする。

- 2 生活科学部の教養教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第3、専門教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第4のとおりとする。
 - 3 こども教育学部の教養教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第5、専門教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第6のとおりとする。
 - 4 教職に関する科目に係る授業科目及び単位数は別表第7のとおりとする。
 - 5 司書に関する科目に係る授業科目及び単位数は別表第8のとおりとする。
 - 6 (削除)
 - 7 保育士に関する科目に係る授業科目及び単位数は別表第10のとおりとする。
 - 8 履修方法に関する規程は、別に定める。
- (他の学部における授業科目の履修等)

第12条の2 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の授業科目を履修しようとする者は、所属の学部長を経て、当該学部長の承認を得なければならない。
- 3 前2項の規程により修得した単位は、10単位を超えない範囲で、所属の学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(単位の計算方法)

第13条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (1年間の授業期間)

第14条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修科目の登録の上限)

第15条 学部は、学生が、各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1学年に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

- 2 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(履修科目の登録)

第16条 学生は、当該年度において履修する授業科目を学期の始めに登録しなければならない。

- 2 学生は、前項において登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を取得することはできない。

(メディアを利用して行う授業による修得単位)

第17条 第11条第6項及び第7項の授業方法により修得した単位は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。

- 2 第18条から第20条までの規定により修得した単位数のうち、前項の授業方法により修得した単位は、同項に定める単位数の中に算入するものとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第18条 学部長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他の大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修

する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

4 前3項に関し、必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い等)

第20条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等（外国の大学等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行つた前条第1項に規定する大学以外の教育施設等における学修を、本学に入学した後の本学の授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。

(本学以外の学修における認定単位数の上限)

第21条 前3条により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、それぞれに規定する単位数にかかわらず、合わせて60単位を超えないものとする。

2 前3条の規定による単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、学部長は、その長期にわたる計画的な履修を許可することがある。

2 長期にわたる教育課程の履修に関する規程は、別に定める。

(留学)

第23条 外国の大学等で学修することを志願する者は、所定の様式により、学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、グローバル化推進委員会の議を経て、これを許可する。

3 留学の期間は、第5条第1項の修業年限に含まれるものとする。

4 第18条の規定は、留学の場合に準用する。この場合において、同条中「他の大学又は短期大学」とあるのは、「外国の大学又は短期大学」と読み替えるものとする。

5 留学に関する規程は、別に定める。

第4章 試験、単位の認定、卒業、学士の学位、免許状及び資格

(試験及び単位の認定)

第24条 授業科目を履修した者については、学力試験及び受講状況その他により認定の上、合格した者に単位を与える。

2 前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、

不可を不合格とする。

3 前項の評語に係る成績は、次のとおりとする。

- (1) 秀 90点以上100点まで
- (2) 優 80点以上90点未満
- (3) 良 70点以上80点未満
- (4) 可 60点以上70点未満
- (5) 不可 60点未満

(試験の方法)

第25条 試験の方法は、筆記、口述、実技、論文などの方法による。

(出席停止者に対する試験)

第25条の2 学校保健安全法に基づく感染症による出席停止により定期試験を受験できなかった者に

対しては試験を行う。

(追試験)

第26条 やむを得ない事由により試験に欠席したときは、願い出により追試験を許可することがある。

(再試験)

第27条 所定の単位を修得できない者に対しては、再試験を行うことがある。

(試験に関する規程)

第27条の2 試験に関する規程は別に定める。

(卒業の認定)

第28条 本学に4年以上在学し、かつ第12条第1項、第2項又は第3項の規定により所定の授業科目を履修し、124単位以上の単位を修得した者について、学年又は学期の終わりに、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項により卒業できない者の取扱いについては、別に定める。

3 学長は、前2項の規定により卒業を認定した者に卒業証書・学位記を授与する。

(早期卒業)

第29条 前条の規定にかかわらず、本学に3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。）が卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、教授会の議を経て、学長は、卒業を認定することができる。

(学士の学位)

第30条 本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

(教育職員免許状)

第31条 教育職員の免許状を得ようとする者は、第28条の規定によるほか、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の定める科目を履修し、所定の単位数を修得しなければならない。

2 取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学 部	免許状の種類
生活科学部	栄養教諭一種免許状
こども教育学部	幼稚園教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状* *知的障害者、肢体不自由者及び病弱者

3 教育職員免許状の取得に関する履修方法は、別に定める。

(司書資格)

第32条 司書の資格を得ようとする者は、第28条の規定によるほか、図書館法及び図書館法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位数を修得しなければならない。

2 司書資格の取得に関する履修方法は、別に定める。

第33条 (削除)

(栄養士免許)

第34条 栄養士の免許を得ようとする者は、第28条の規定によるほか、別に定めるところにより、栄養士法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位数を修得しなければならない。

2 栄養士免許の取得に関する履修方法は、別に定める。

(保育士資格)

第34条の2 保育士資格を得ようとする者は、第28条の規定によるほか、別に定めるところにより、児童福祉法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位数を修得しなければならない。

2 保育士資格の取得に関する履修方法は、別に定める。

第5章 入学、転学部、欠席届、退学、転学、休学、復学及び除籍

(入学時期)

第35条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第36条 本学に入学することのできる者は、女子で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願手続)

第37条 入学志願者は、所定の出願書類に所定の入学検定料を添え、所定の期日までに願い出なければならない。

2 既に提出した出願書類及び納付した検定料は、事情のいかんにかかわらずこれを返還しない。

(選考方法)

第38条 入学志願者に対しては選考を行う。その方法については、別に定める。

(合格者の決定)

第39条 前条の選考による合格者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(入学の許可)

第40条 合格者が、指定の期日までに所定の入学金を納付したときは、学長は、その入学を許可する。

(入学の手続)

第41条 入学を許可された者は、指定の期日までに所定の入学誓書、保証書及び住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

2 入学を許可された者が、正当な理由がなく、指定の期日までに前項の手続をとらないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(編入学)

第42条 大学の卒業者、短期大学の卒業者、高等専門学校の卒業者、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者又は大学第2年次を修了した者で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は、編入学を許可することがある。

- 2 前項により入学を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

（第3年次編入学）

第43条 生活科学部及びこども教育学部第3年次に編入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は、第3年次に編入学を許可する。

- 2 前項により入学を許可された者の既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。
- 3 第3年次編入学に関する規程は、別に定める。

（転入学）

第44条 他の大学の学生で、転入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は、転入学を許可することがある。

- 2 前項により入学を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

（再入学）

第45条 本学を願いにより退学した者で、退学後、再入学を志願するものがあるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は、再入学を許可することがある。

- 2 前項により入学を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

（適用規定）

第46条 第35条及び第37条から第41条までの規定は、第42条から第45条により入学する者にも適用する。

（転学部）

第47条 転学部を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学部長は、転学部を許可することがある。

- 2 前項により転学部を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

（欠席届）

第48条 学生が事故若しくは疾病により欠席するときは、所定の様式により、届け出なければならない。ただし、欠席が1週間以上にわたるときは、保証人の連署をもって届け出なければならない。この場合、疾病が1週間以上にわたるときは、医師の診断書を添えなければならない。

（願いによる退学及び転学）

第49条 退学しようとする者及び他の大学に転学しようとする者は、所定の様式により、保証人の連署をもって学長に願い出なければならない。

- 2 前項の場合、学長は、教授会の議を経て、これを許可する。
- 3 学生が死亡した場合は、保証人がその事実を証明する書面を添え、学長に届け出なければならない。

（休学及び復学）

第50条 疾病その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学することのできない者は、所定の様式により、保証人の連署をもって、休学時の納付金を添えて学長に休学を願い出なければならない。ただし、疾病のため休学するときは、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 前項の場合、学長は、教授会の議を経て、これを許可する。

- 3 疾病のため療養が必要であり、修学することが適当でないと認められる者については、教授会の議を経て、学長は、休学を命ずることができる。
- 4 休学は1年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある者には更に1年以内の休学を許可することができるが、通算3年以内を限度とする。
- 5 復学しようとする者は、所定の様式により、保証人の連署をもって学長に願い出なければならぬ。ただし、疾病のため休学した者が復学しようとするときは医師の診断書を添えなければならない。
- 6 前項の場合、学長は、教授会の議を経て、これを許可する。
- 7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(除籍)

第50条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 正当な理由がなく3か月以上欠席した者
- (2) 第5条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (3) 前条第4項に規定する休学の期間を超えて修学できない者
- (4) 行方不明の届出のあった者
- (5) 正当な理由がなく授業料及びその他の納付金の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者で、納付期限を4か月経過した者

第6章 入学検定料、入学金、休学時の納付金、授業料及びその他の納付金、科目等履修生納付金及び聴講生納付金

(入学検定料等の額)

第51条 入学検定料、入学金、休学時の納付金、授業料及びその他の納付金、科目等履修生納付金及び聴講生納付金の額は、別表第11のその1からその5のとおりとする。

(授業料及びその他の納付金の徴収方法)

第52条 学生は、授業料及びその他の納付金を所定の時期までに納付しなければならない。

2 授業料及びその他の納付金の徴収方法に関する規程は、別に定める。

第53条 (削除)

(納付義務)

第54条 授業料及びその他の納付金は、出席の有無にかかわらず、学籍のある間はこれを納めなければならない。

(既納の授業料及びその他の納付金の扱い)

第55条 納付した授業料及びその他の納付金は、事情のいかんにかかわらずこれを返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに者に対しては、当該各号に定める額を返還するものとする。

- (1) 入学手続を終えた者で、3月31日までに文書により入学辞退を申し出た者 当該授業料及びその他の納付金相当額
- (2) 前期中に後期に係る授業料及びその他の納付金を併せて納付した者で、9月までに退学又は休学を許可された者 後期分授業料及びその他の納付金相当額

(授業料の免除)

第55条の2 休学を許可された者に対しては、休学期間中の授業料及びその他の納付金を免除することがある。

2 修学態度が標準に達していると認められ、かつ、授業料の納付が著しく困難であると認められる

者に対しては、尚絅大学・尚絅大学短期大学部授業料免除規程により、授業料を免除することができる。

第7章 職員組織等

(学長、教授その他の職員)

- 第56条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合は、准教授、助教又は助手を置かないことができる。
- 2 本学に前項のほか、副学長、学長補佐、学部長、学科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
 - 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
 - 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
 - 5 学長補佐は、学長の職務を助ける。
 - 6 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
 - 7 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。
 - 8 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、かつ、自らの研究に従事する。
 - 9 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、かつ、自らの研究に従事する。
 - 10 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、かつ、自らの研究に従事する。
 - 11 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
 - 12 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(学長の選考等)

- 第57条 学長の選考及び解任については、別に定める。

(学長の代行)

- 第57条の2 学長に事故あるとき、または学長が欠けたときは、学長の職務を代行する者（学長代行）を置くことができる。

- 2 学長の代行に関する規程は、別に定める。

(名誉学長及び名誉教授)

- 第58条 本学に名誉学長及び名誉教授を置くことができる。

- 2 名誉学長及び名誉教授の選考については、別に定める。

(特任教員)

- 第58条の2 本学に特任教員を置くことができる。

- 2 特任教員の選考については、別に定める。

(客員教授)

- 第58条の3 本学に客員教授を置くことができる。

- 2 客員教授の選考については、別に定める。

(評議会)

- 第59条 本学及び尚絅大学短期大学部の運営上の重要事項を審議するため、尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会を置く。

- 2 評議会に関する規程は、別に定める。

第60条 削除

(教授会)

- 第61条 本学の学部に教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

(委員会及び部会)

第62条 本学に、必要に応じて委員会及び部会を置く。

2 委員会及び部会に関する規程は、別に定める。

第8章 センター組織

(センター)

第63条 本学に、次のセンターを置く。

- (1) 入試センター
- (2) 尚絅子育て研究センター
- (3) 尚絅食育研究センター
- (4) 尚絅地域連携推進センター
- (5) 尚絅ボランティア支援センター
- (6) 就職・進路支援センター
- (7) 学修支援センター
- (8) グローバル化推進センター

2 前項各号のセンターに関する規程は、別に定める。

第9章 附属施設

(図書館)

第64条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(幼保連携型こども園尚絅大学附属こども園)

第64条の2 本学に、幼保連携型認定こども園尚絅大学附属こども園を置く。

2 幼保連携型認定こども園尚絅大学附属こども園に関する規程は、別に定める。

(学寮)

第65条 本学に、学寮を設ける。

2 学寮に関する規程は、別に定める。

(保健室)

第66条 本学に、教職員、学生の保健、医療のため保健室を設ける。

2 保健室に関する規程は、別に定める。

第10章 科目等履修生、聴講生、外国人留学生及び公開講座

(科目等履修生)

第67条 本学における授業科目について、履修を願い出る者があるときは、授業に支障がない限り、選考の上、教授会の議を経て、学長は、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 履修を許可された者は、履修料を前納しなければならない。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第24条の規定を準用する。

4 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第68条 本学における授業科目について、聴講を願い出る者があるときは、授業に支障がない限り、選考の上、教授会の議を経て、学長は、聴講生としてこれを許可することがある。

2 聴講を許可された者は、聴講料を前納しなければならない。

3 聴講生に関する規程は、別に定める。

(出願手続等)

第69条 科目等履修生及び聴講生に係る出願及び入学手続等については、第35条から第37条及び第39条から第41条の規定を準用する。

(外国人留学生)

第70条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については、選考の上、教授会の議を経て、学長は、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(公開講座)

第71条 公開講座は、適当な時期に開き、一般市民の文化向上並びに学生の研究に資する。

第11章 賞 罰

(表彰)

第72条 学長は、操行、学業ともに優秀で、他の模範となる者に対しては、教授会の議を経て、これを表彰することがある。

2 表彰に関する規程は別に定める。

(懲戒)

第73条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業成績不良で就学の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な事由がなく出席が正常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があった者

4 停学の期間は、修業年限に算入せず、在学期間に算入する。

5 第2項に定める懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 自己評価等

(自己点検・評価等)

第74条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自己点検・評価及び外部評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検・評価及び外部評価の実施について、必要な事項は別に定める。

第13章 雜 則

(雑則)

第75条 この学則に定めるもののほか、学則の施行に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

(途中省略)

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第2条、第3条、第4条、第11条、第12条、第31条、第33条及び第51条は、平成30年度入学者から適用し、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 文化言語学部文化言語学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在籍する者が存在しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1、別表第3及び別表第5については、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年5月24日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第8その3の規定は、令和2年度入学者から適用し、平成31年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年9月3日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第2条、第3条、第4条、第11条、第12条、第17条、第28条、第31条、第34条の2、第43条及び第51条は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1（第12条第1項関係）

現代文化学部 文化コミュニケーション学科 教養教育科目

領域	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
共通科目 全学開講	熊本学		1	
	日本伝統文化入門		1	
	数理・データサイエンス・AI入門		1	
学部学科開講科目	教育 初年次	基礎セミナー	1	
		スタディスキル	1	
		日本語表現 I	2	
		日本語表現 II	2	
		クリティカル・リーディング	2	
	教養基礎	キャリア形成入門	1	
		キャリアデザイン I	1	
		キャリアデザイン II	1	
		インターンシップ I	1	
		インターンシップ II	1	
	人間と文化	日本伝統文化 I	1	
		日本伝統文化 II	1	
		日本文学	2	
		国際日本学	2	
		東アジア史	2	
		日本史	2	
		生涯学習概論	2	
		児童サービス論	2	
		原書で楽しむ絵本の世界	2	
	社会と人間	読書と豊かな人間性	2	
		政治と社会	2	
		アドミニストレーション入門	2	
		経済と社会	2	
		マーケティング論	2	
		Principles of Economics	2	
		簿記・会計	1	
		メディアリテラシー	2	
		まちづくりと観光	2	
		社会学概論	2	
		女性と社会	2	
		法と社会	2	

学部学科開講科目 社会と人間 多文化コミュニケーション 海外語学研修	社会理解	日本国憲法		2	
		人権論		2	
		心理学		2	
	調査分析基礎	情報処理 I	1		
		情報処理 II	1		
		課題探求プロジェクト入門	1		
		情報サービス論		2	
		基礎統計		1	
		応用統計		1	
	英語	Communicative Grammar I	1		
		Communicative Grammar II	1		
		Communicative Grammar III		1	
		Communication Workshop I	1		
		Communication Workshop II	1		
		Communication Workshop III		1	
		Fundamentals of English		1	
	中国語	初級中国語 I		1	
		初級中国語 II		1	
		初級中国語 III		1	
		初級中国語 IV		1	
		総合中国語		1	
		中国語コミュニケーション I		1	
		中国語コミュニケーション II		1	
	韓国語	初級韓国語 I		1	
		初級韓国語 II		1	
		初級韓国語 III		1	
		初級韓国語 IV		1	
		総合韓国語		1	
		韓国語コミュニケーション I		1	
		韓国語コミュニケーション II		1	
	海外語学研修	海外語学研修 (英語 I)		2	
		海外語学研修 (英語 II)		2	
		海外語学研修 (中国語 I)		2	
		海外語学研修 (中国語 II)		2	
		海外語学研修 (韓国語 I)		2	
		海外語学研修 (韓国語 II)		2	

学部学科開講科目	自然と人間	自然科学	基礎数学		2	
		生命身体と	体育 I		1	
		体育 II			1	
	留学生科目	初級総合日本語 I			1	
		初級総合日本語 II			1	
		中上級総合日本語 I			1	
		中上級総合日本語 II			1	
		聽解・会話 I			1	
		聽解・会話 II			1	

別表第2 (第12条第1項関係)

現代文化学部 文化コミュニケーション学科 専門教育科目

領域	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
専門導入科目	文芸文化論入門		2	
	情報メディア論入門		2	
	アジア研究入門		2	
	観光文化学入門		2	
	文学研究概論		2	
	日本文学史		2	
	メディア表現論		2	
	映像表現論		2	
	アジア事情		2	
	異文化理解		2	
共通実践科目	地域コミュニケーション論		2	
	観光まちづくり論		2	
	社会調査法		2	
	質的調査法		2	
	社会コミュニケーション論入門		2	
	社会コミュニケーション実践論		2	
	プレゼンテーション概論		2	
	プレゼンテーション演習		2	
	課題探求プロジェクト演習 I	2		
	課題探求プロジェクト演習 II		2	
	地域マネジメント演習 I		2	
	地域マネジメント演習 II		2	

	社会調査法実習 I		2	
	社会調査法実習 II		2	
実践外国語科目	検定中国語 I		2	
	検定中国語 II		2	
	検定中国語 III		2	
	応用中国語		2	
	中国語通訳・翻訳演習		2	
	検定韓国語 I		2	
	検定韓国語 II		2	
	検定韓国語 III		2	
	応用韓国語		2	
	韓国語通訳・翻訳演習		2	
	英会話		2	
実践外国語科目	検定英語 I		2	
	検定英語 II		2	
	検定英語 III		2	
	英語応用 I		2	
	英語応用 II		2	
日本語教育	日本語学概論		2	
	音声言語		2	
	ことばと社会		2	
	日本語史		2	
	日本語教育入門		2	
	心理言語学		2	
	日本語教育文法		2	
	日本語教授法		2	
	日本語教育実習		2	
文芸文化	表現文化概論		2	
	中国古典文化概論		2	
	表現ワークショップ I		2	
	表現ワークショップ II		2	
	声の文化論演習 I		2	
	声の文化論演習 II		2	
	書道 I		2	
	書道 II		2	
	日本伝統文化史講義 I		2	
	日本伝統文化史講義 II		2	

文芸文化	文芸文化論講義 I		2	
	文芸文化論講義 II		2	
	日本文化文学論		2	
	文芸文化特論		2	
情報メディア文化	情報デザイン論		2	
	文化社会学		2	
	ジェンダー表象論		2	
	メディア文化論		2	
	映像表現論		2	
	アート表現論 I		2	
	アート表現論 II		2	
	映画とアニメーション史 I		2	
	映画とアニメーション史 II		2	
	マンガ表現論 I		2	
	マンガ表現論 II		2	
	Web デザイン演習 I		2	
	Web デザイン演習 II		2	
	映像と音響		2	
	ファッショングループ文化史		2	
日本・東アジア社会文化	東アジア関係史		2	
	国際関係論		2	
	アジア国際交流史 I		2	
	アジア国際交流史 II		2	
	中国社会文化論 I		2	
	中国社会文化論 II		2	
	韓国社会文化論 I		2	
	韓国社会文化論 II		2	
	台湾社会文化論		2	
	東南アジア社会文化論		2	
	日本伝統文化論		2	
	熊本の文化		2	
	多文化共生論		2	
	国際社会と女性		2	
	観光産業論		2	
	地域コミュニティ創造論演習 I		2	
	地域コミュニティ創造論演習 II 観光地経営論		2	

日本・東アジア社会文化	観光地経営論		2	
	ツーリズム論 I		2	
	ツーリズム論 II		2	
	ツーリズム論演習 I		2	
	ツーリズム論演習 II		2	
	観光文化統合研究		2	
演習・卒論	表現コミュニケーション演習 I	2		
	表現コミュニケーション演習 II	2		
	卒業研究 I	2		
	卒業論文 II	4		

別表第3（第12条第2項関係）

生活科学部栄養科学科 教養教育科目

授業科目		単位数		備考
		必修	選択	
全学共通 開講科目	熊本学		1	
	日本伝統文化入門		1	
	数理・データサイエンス・AI入門		1	
学部学科開講科目	基礎セミナー	1		
	基礎数学		2	
	日本語表現		2	
	情報基礎		1	
	文書処理入門		1	
	表計算入門		1	
	プレゼンテーション入門		1	
多文化コミュニケーション 外国語	英語ⅠA（基礎1）	1		<ul style="list-style-type: none"> ・選択必修2科目2単位以上修得すること
	英語ⅠB（基礎2）	1		
	英語ⅡA（応用1）		1	
	英語ⅡB（応用2）		1	
	英語ⅡC（実用コミュニケーション）		1	

学部 学科 開講 科目	多文化 コミュニケーション／ 外國語	中国語 I (会話 1)		1	・必修科目及び選択 必修科目(2単位) を含め、24単位以 上を修得すること
		中国語 II (会話 2)		1	
		韓国語 I (会話 1)		1	
		韓国語 II (会話 2)		1	
		海外語学研修 (英語)		2	
		海外語学研修 (中国語)		2	
		海外語学研修 (韓国語)		2	
	人間と文化	心理学		2	・必修科目及び選択 必修科目(2単位) を含め、24単位以 上を修得すること
		生涯発達心理学		2	
		臨床心理学		2	
		倫理学		2	
		文学		2	
	社会と人間	女性と社会		2	・必修科目及び選択 必修科目(2単位) を含め、24単位以 上を修得すること
		人権論		2	
		生涯学習概論		2	
		グローバルスタディ概論		2	
		日本国憲法	2		
		社会学		2	
		経済学		2	
	自然と生命	化学入門		2	・必修科目及び選択 必修科目(2単位) を含め、24単位以 上を修得すること
		健康の科学		2	
		環境の科学		2	
		体育 I (実技 1)	1		
		体育 II (実技 2)	1		

別表第4（第12条第2項関係）

生活科学部栄養科学科 専門教育科目

授業科目			単位数		備考
			必修	選択	
専門基礎分野	社会・環境と健康	公衆衛生学	2		・専門基礎分野から選択必修科目（2単位）を含め、42単位以上修得すること。 ・＊を附した科目（選択必修科目）から1科目2単位以上修得すること。
		社会福祉概論	2		
		健康管理概論	2		
		衛生学実習（微生物学実習を含む）	1		
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	解剖生理学I（人体の構造と機能）	2		
		解剖生理学II（疾病の成り立ち）	2		
		解剖生理学実習I	1		
		解剖生理学実習II	1		
		生化学I（概論）	2		
		生化学II（各論）	2		
		生化学実験	1		
		病理学	2		
		微生物学	2		
		基礎免疫学		2	
		臨床医学概論		2	*
	食べ物と健康	食品学I（概論）	2		*
		食品学II（食品加工学を含む）	2		
		食品加工学		2	
		食品学実験	1		
		食品加工学実習	1		
		食品衛生学	2		
		食品衛生学実習	1		
		食品微生物学		2	

専門基礎分野	食べ物と健康	調理学	2	
		調理学実習Ⅰ（基礎調理）	1	
		調理学実習Ⅱ（応用調理）	1	
		調理学実習Ⅲ（給食調理）	1	
		食品機能論		2
	その他関連科目	食料経済		2
		基礎生物学	2	
		基礎化学	2	
		生命有機化学		2
		数理統計概論		2
専門分野	基礎栄養学	栄養学総論	2	
		栄養学実習	1	
	応用栄養学	栄養学各論Ⅰ（小児・思春期）	2	* • 専門分野から選択必修科目（2単位）を含め、42単位以上修得すること。
		栄養学各論Ⅱ（成人から老年期）	2	
		運動栄養学	2	
		栄養学各論実習	1	
	栄養教育論	栄養教育論	2	* • *を附した科目（選択必修科目）から1科目2単位以上修得すること。
		栄養教育論実習	1	
		栄養指導論	2	
		栄養指導論実習	1	
		栄養カウンセリング論	2	
臨床栄養学	臨床栄養学	臨床栄養学概論	2	
		臨床栄養学各論	2	
		臨床栄養学実習Ⅰ（臨床栄養評価）	1	
		臨床栄養学実習Ⅱ（疾病別食事管理）	1	
		臨床栄養管理Ⅰ	2	

	臨床栄養管理II（食事介護を含む）		2	
専門分野 公衆栄養学	公衆栄養学I（基礎編）	2		
	公衆栄養学II（地域、集団における総合的マネージメント）	2		
	公衆栄養学実習	1		
給食経営管理論	給食管理	2		
	給食管理実習	1		
	給食経営管理論	2		
総合演習	管理栄養士活動演習（事前・事後）	1		
	管理栄養士総合演習I		1	
	管理栄養士総合演習II		1	
臨地実習	臨地実習I（給食の運営）			
	臨地実習II（給食経営管理論）	1		
	臨地実習III（臨床栄養学）	1		
	臨地実習IV（公衆栄養学）		1	
スキルアッププログラム	くすりと栄養		2	*
	フードデザイン論		2	*
	H A C C P 管理実践論		2	*
	保育と食育		2	*
	児童福祉論		2	
その他関連科目	食文化論		2	
	人間関係論		2	
	食品分析学		2	
	食品バイオテクノロジー		2	
	基礎分子生物学		2	
	外国文献講読		1	
	卒業研究		6	

別表第5（第12条第3項関係）

こども教育学部こども教育学科 教養教育科目

授業科目		単位数		備考
		必修	選択	
教養教育科目	開講科目 全学共通	熊本学	1	・教養教育科目から必修科目含め、20単位以上修得すること。
		日本伝統文化入門	1	
		数理・データサイエンス・AI入門	1	
	教養基礎	基礎セミナー	1	
		キャリアデザイン	1	
		キャリアトレーニング	1	
		心理学	2	
		音楽	2	
		生命倫理	2	
		日本国憲法	2	
		異文化理解	2	
		女性と社会	2	
		子どもと環境	1	
		人権教育	2	
	多文化コミュニケーション ／ 外国語	保健体育	1	
		体育実技Ⅰ	1	
		体育実技Ⅱ	1	
		食の健康科学	2	
	多文化コミュニケーション ／ 外国語	日本語表現Ⅰ	1	
		日本語表現Ⅱ	2	
		英語ⅠA	1	英語ⅠA またはⅠB から選択必修
		英語ⅠB	1	
	多文化コミュニケーション ／ 外国語	英語ⅡA	1	英語ⅡA またはⅡB から選択必修
		英語ⅡB	1	

教養教育科目 / 多文化 コミュニケーション / 外国語	中国語 I		1
	韓国語 I		1
	中国語 II		1
	韓国語 II		1
	海外語学研修（英語）		1
	海外語学研修（中国語）		1
	海外語学研修（韓国語）		1
	情報処理 I	1	
	情報処理 II	1	
	プレゼンテーション演習		1

別表第6（第12条第3項関係）

こども教育学部こども教育学科 専門教育科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
教育・保育の探求	教育原理	2	・専門教育科目から必修科目含め、104単位以上修得すること。
	保育者論	2	
	教育心理学	2	
	保育原理	2	
	保育・教育課程論	2	
	保育 ICT 演習	1	
	基礎演習Ⅱ	1	
	保育・幼児教育研究法Ⅰ	1	
	保育・幼児教育研究法Ⅱ	1	
	保育・幼児教育研究Ⅰ	1	
	保育・幼児教育研究Ⅱ	1	
	保育・幼児教育研究Ⅲ	1	
	保育・幼児教育研究Ⅳ	1	
専門教育科目	卒業研究・卒業論文	1	
	保育内容総論	1	教育・保育の知識・技能
	保育内容-健康	1	
	保育内容-人間関係	1	
	保育内容-環境	1	
	保育内容-言葉	1	
	保育内容-音楽表現	1	
	保育内容-造形表現	1	
	健康の指導法	2	
	人間関係の指導法	2	
	環境の指導法	2	
	言葉の指導法	2	
	表現（音楽）の指導法	1	
	表現（造形）の指導法	1	
	複合領域の指導法Ⅰ	2	

専門教育科目 教育・保育の知識・技能	複合領域の指導法Ⅱ		2	
	教育方法論Ⅰ	2		
	教育方法論Ⅱ		1	
	幼児理解		1	
	教育相談	2		
	音楽基礎	1		
	器楽Ⅰ		1	
	器楽Ⅱ		1	
	器楽Ⅲ		1	
	器楽Ⅳ		1	
	食育論		2	
	子どもの保健		2	
	子どもの食と栄養		2	
	身体表現		1	
	乳児保育Ⅰ		2	
	乳児保育Ⅱ		1	
	子どもの健康と安全		1	
	基礎演習Ⅰ	1		
	教育実習Ⅰ		1	
	教育実習Ⅱ		3	
	教育実習指導Ⅰ		1	
	教育実習指導Ⅱ		1	
	保育実習ⅠA		2	
	保育実習ⅠB		2	
	保育実習指導ⅠA		1	
	保育実習指導ⅠB		1	
	保育実習Ⅱ		2	
	保育実習Ⅲ		2	
	保育実習指導Ⅱ		1	
	保育実習指導Ⅲ		1	

		保育・教職実践演習	2	
子育て支援		子ども家庭福祉	2	
		子ども家庭支援の心理学	2	
		子ども家庭支援論	2	
		子育て支援	1	
教育・保育の連携・協働		教育社会学	2	
		社会福祉	2	
		社会的養護Ⅰ	2	
		社会的養護Ⅱ	1	
		保育マネジメント論	2	
		保育における連携・接続	2	
専門教育科目 特別な支援を必要とする子どもの理解と援助		保育ソーシャルワーク実践演習	1	
		特別支援教育概論（障害児保育を含む）	2	
		療育論	2	
		療育論演習	1	
		障害児教育総論	2	
		知的障害児の心理・生理・病理	2	
		肢体不自由児の心理・生理・病理	2	
		病弱児の心理・生理・病理	2	
		知的障害児教育論	2	
		肢体不自由児教育論	2	
		病弱児教育論	2	
		特別支援教育コーディネーター論	2	
		知的障害児の言語指導	2	
		障害児教育課程論	2	
		重複/発達障害児教育総論	2	
		視覚障害児教育総論	2	
		聴覚障害児教育総論	2	
		特別支援学校教育実習	2	
		特別支援学校教育実習指導	1	

別表第7（第12条第4項関係）

- 1 (削除)
2 生活科学部 教職に関する専門科目（栄養教諭）

科 目	科 目 区 分 ・ 事 項	授業科目	単位数	備 考
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	学校栄養指導論	2	
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項			
	食生活に関する歴史的及び文化的事項			
	食に関する指導の方法に関する事項	食教育実践論	2	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理（教育課程を含む。）	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	2	
生徒指導、総合的な学習の時間等の内容及び教育相談等に関する科目	道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容※	道徳及び特別活動の指導法	2	※総合的な学習の時間は、教育方法論（総合的な学習の時間を含む。）に含まれる。
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（総合的な学習の時間を含む。）	2	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	
科目に関する教育実践	栄養教育実習	栄養教育実習（事前・事後指導を含む。）	2	

	教職実践演習	教職実践演習（栄養教諭）	2	
--	--------	--------------	---	--

3 こども教育学部 教職に関する専門科目（幼稚園教諭）

科 目	科 目 区 分 ・ 事 項	授業科目	単位 数	備 考
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	保育内容一健康	1	開設科目の 21 単位中、幼稚園教諭一種免許状取得のため必要な必修単位 16 単位以外の単位は大学が独自に設定する科目の単位数として流用する。
		保育内容一人間関係	1	
		保育内容一環境	1	
		保育内容一言葉	1	
		保育内容一音楽表現	1	
		保育内容一造形表現	1	
		複合領域の指導法 I	2	
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	複合領域の指導法 II	2	
		保育内容総論	1	
		健康の指導法	2	
		人間関係の指導法	2	
		環境の指導法	2	
		言葉の指導法	2	
		表現（音楽）の指導法	1	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	開設科目の 12 単位中、幼稚園教諭一種免許状取得のため必要な必修単位 10 単位以外の単位は大学が独自に設定する科目の単位数として流用する。
		保育者論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	

	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論 (障害児保育を含む)	2	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	保育・教育課程論	2	
科目 及び生徒指導、総合的な学習の時間等の時間等の内容 教育相談等に関する内容	教育方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)	教育方法論Ⅰ	2	開設科目の6単位中、幼稚園教諭一種免許状取得のため必要な必修単位4単位以外の単位は大学が独自に設定する科目の単位数として流用する。
		教育方法論Ⅱ	1	
	幼児理解の理論及び方法	幼児理解	1	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2	
科目 教育実践に関する内容	教育実習	教育実習Ⅰ	2	事前事後指導を含む。
		教育実習Ⅱ	4	
	教職実践演習	保育・教職実践演習	2	
科目 大学が独自に設定する		保育マネジメント論	2	他区分から流用した単位数と合わせて14単位以上の取得が必要。
		保育ICT演習	1	
		療育論	2	
		療育論演習	1	
		保育における連携・接続	2	

4 こども教育学部 教職に関する専門科目(特別支援学校教諭)

科 目	科 目 区 分 ・ 事 項	授業科目	単位数	備 考
特 別 支 援 教 育 の 基 礎 理 論 に 関 す る 科 目		障害児教育総論	2	
特 別 支 援 教 育 領 域 に 関 す る 科 目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害児の心理・生理・病理	2	
		肢体不自由児の心理・生理・病理	2	
		病弱児の心理・生理・病理	2	

特別支援教育領域に関する科目	心身に障害がある幼児、児童及び生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児教育論	2	
		肢体不自由児教育論	2	
		病弱児教育論	2	
		知的障害児の言語指導	2	
		特別支援教育コーディネーター論	2	
		障害児教育課程論	2	
免許状による特別支援教育領域に関する科目に定められた領域以外	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害児教育総論	2	
		聴覚障害児教育総論	2	
		重複/発達障害児教育総論	2	
心身に障害のある児童又は生徒についての教育実習		特別支援学校教育実習	2	
		特別支援学校教育実習指導	1	

別表第8（第12条第5項関係）

司書に関する科目

授業科目	単位数	備考
生涯学習概論	2	甲群
図書館概論	2	
図書館情報技術論	2	
図書館制度・経営論	2	
図書館サービス概論	2	
情報サービス論	2	
情報サービス演習（A）	1	
情報サービス演習（B）	1	
図書館情報資源概論	2	
情報資源組織論	2	
情報資源組織演習（A）	1	

	情報資源組織演習 (B)	1	
	児童サービス論	2	
乙 群	図書・図書館史	1	
	図書館情報資源特論	1	
	図書館基礎特論	1	
	図書館実習	1	

別表第9（第12条第5項関係）

(削除)

別表第10（第12条第7項関係）

保育士に関する科目

指定保育士養成施設指定基準					こども教育学部こども教育学科教育課程		
	系列	教科目	設置単位数	履修単位数	教科目	設置単位数	履修単位数
教養科目		外国語（演習）	2 以上		英語 IA 又は IB	1	1
					英語 II A 又は II B	1	1
		体育（講義）	1	1	保健体育	1	1
		体育（実技）	1	1	体育実技 I	1	1
	その他	6 以上			基礎セミナー	1	1
					キャリアデザイン	1	1
					キャリアトレーニング	1	1
					日本国憲法	2	2
必修科目	保育の本質・目的に関する科目	日本語表現 I			日本語表現 I	1	1
		情報処理 I			情報処理 I	1	1
		情報処理 II			情報処理 II	1	1
		教養科目 計	10 以上	8 以上	教養科目 計	12	8 以上
		保育原理	2	2	保育原理	2	2
		教育原理	2	2	教育原理	2	2
		子ども家庭福祉	2	2	子ども家庭福祉	2	2
		社会福祉	2	2	社会福祉	2	2
	保育の対象の理解に関する科目	子ども家庭支援論	2	2	子ども家庭支援論	2	2
		社会的養護 I	2	2	社会的養護 I	2	2
		保育者論	2	2	保育者論	2	2
		計 14	計 14			計 14	計 14
		保育の心理学	2	2	教育心理学	2	2
		子ども家庭支援の心理学	2	2	子ども家庭支援の心理学	2	2
		子どもの理解と援助	1	1	幼児理解	1	1
		子どもの保健	2	2	子どもの保健	2	2
		子どもの食と栄養	2	2	子どもの食と栄養	2	2
		計 9	計 9			計 9	計 9

必修科目	保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	2	2	保育・教育課程論	2	2
		保育内容総論	1	1	保育内容総論	1	1
		保育内容演習	5	5	保育内容—健康	1	1
					保育内容—人間関係	1	1
					保育内容—環境	1	1
					保育内容—言葉	1	1
					保育内容—音楽表現	1	1
					保育内容—造形表現	1	1
		保育の理解と方法	4	4	健康の指導法	2	2
					人間関係の指導法	2	2
					環境の指導法	2	2
					言葉の指導法	2	2
					表現（音楽）の指導法	1	1
					表現（造形）の指導法	1	1
	乳児保育Ⅰ	2	2		乳児保育Ⅰ	2	2
	乳児保育Ⅱ	1	1		乳児保育Ⅱ	1	1
	子どもの健康と安全	1	1		子どもの健康と安全	1	1
	障害児保育	2	2		特別支援教育概論（障害児保育を含む）	2	2
	社会的養護Ⅱ	1	1		社会的養護Ⅱ	1	1
	子育て支援	1	1		子育て支援	1	1
		計 20	計 20			計 27	計 27
	保育実習	保育実習Ⅰ	4	4	保育実習Ⅰ A	2	2
					保育実習Ⅰ B	2	2
		保育実習指導Ⅰ	2	2	保育実習指導Ⅰ A	1	1
	総合演習	保育実践演習	2	2	保育・教職実践演習	2	2
	必修科目 計	51	51		必修科目 計	58	58
選択必修科目	保育に関する科目	15 以上	6 以上	6 以上	音楽基礎	1	6 以上
					器楽Ⅰ	1	
					器楽Ⅱ	1	
					器楽Ⅲ	1	
					器楽Ⅳ	1	
					療育論	2	
					療育論演習	1	
					食育論	2	
					保育ソーシャルワーク実践演習	1	
					保育 ICT 演習	1	
	保育実習Ⅱ又はⅢ	2	2		保育マネジメント論	2	
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ	1	1		保育における連携・接続	2	

	選択必修科目 計	18 以上	9 以上		19	9 以上
	合計	79 以上	68 以上		89	75 以上

別表第11（第51条関係）

その1 入学検定料、入学金

費　目	金　額	備　考
入学検定料	30,000円	
大学入学共通テスト利用 入学検定料	15,000円	
入学金	220,000円	本学（短期大学部を含む。以下同じ。） 卒業生（見込みを含む。）は半額とする。

その2 休学時の納付金

休　学　期　間	金　額
12ヶ月の場合	40,000円
前期又は後期	20,000円

その3

① 現代文化学部及びこども教育学部の授業料及びその他納付金

費　目	金　額	備　考
授業料	670,000円	年額（年2回に分納）
施設整備資金	220,000円	

② 生活科学部の授業料及びその他

費　目	金　額	備　考
授業料	750,000円	年額（年2回に分納）
施設設備資金	320,000円	
実験実習料	50,000円	前期に納付

その4 科目等履修生納付金

費　目	金　額	備　考
入学検定料	22,000円	本学卒業生は除く
入学金	22,000円	
履修料	11,000円	1単位当たり

その5 聴講生納付金

費　目	金　額	備　考
入学検定料	22,000円	本学卒業生は除く
入学金	22,000円	
履修料	11,000円	半期1授業科目につき

尚絅大学こども教育学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は、尚絅大学学則（以下「学則」という。）第12条第7項の規定に基づき、こども教育学部（以下「本学部」という。）学生の履修に関し、必要な事項を定める。

(適用)

第2条 卒業資格を得るためにには、学則第28条によるものほか、本規程によらなければならない。

(授業科目)

第3条 授業科目は、学則第12条第3項により、別表第5及び別表第6のとおりとする。

- 2 授業科目は、教授会の議を経て変更することがある。
- 3 授業科目の履修方法は、別に定める。

(卒業資格)

第4条 卒業に必要な最低修得単位数は、次による。

- (1) 教養教育科目については、20単位以上を修得しなければならない。
- (2) 専門教育科目については、104単位以上を修得しなければならない。
- (3) 教養教育科目及び専門教育科目を合わせて124単位以上修得しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第5条 各学年において学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、47単位とする。ただし、3年次編入については、この限りでない。

- 2 学生が別に定める基準により、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められるときは、教授会の議を経て、前項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。

(教員職員免許状の履修方法等)

第6条 幼稚園教諭一種免許状及び特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）を取得するための授業科目の履修方法については別に定める。

(保育士登録資格取得及び履修方法等)

第7条 指定保育士養成施設として定める所要の単位を修得し、かつ第4条の卒業資格を取得した者は、保育士登録の資格を得るものとする。

- 2 前項の所要の単位の履修方法は、別表のとおりとする。

(履修年次)

第8条 授業科目は、原則として配当年次の順に従って履修しなければならない。

(進級要件)

第9条 学生の履修状況が、次の各号のいずれかに該当するときは、授業科目の履修を放棄したものとみなし、原則として進級を認めない。

- (1) 2年次までの修得単位数が60単位に満たないとき。
- (2) 3年次までの修得単位数が90単位に満たないとき。

- 2 前項の進級要件に達しない者に対しても、教授会の議を経て進級を認めることがある。

(卒業研究論文)

第10条 卒業研究論文は、あらかじめ届け出た題目について作成し、卒業年次の後期に提

出しなければならない。

(講義)

第 11 条 講義は、次の 3 種類とする。

(1) 通常講義

(2) 集中講義

(3) 臨時講義

(クラス編成及びクラス別履修)

第 12 条 授業科目は、原則として自己の所属するクラスで履修しなければならない。

(他年次の履修)

第 13 条 他年次の授業科目の履修を希望する者は、その担当教員の許可を得なければならぬ。

(履修科目の登録)

第 14 条 授業科目を履修するには、所定の期間中に所定の手続により、履修の登録をしなければならない。

2 正当な理由がなく所定の期間中に履修の登録をしない者は、履修することができない。

又、履修の登録をしていない授業科目は、履修することができない。

(履修科目の変更、追加及び辞退)

第 15 条 履修の登録をした授業科目については、原則として変更、追加及び辞退することはできない。

(除籍者の単位の取扱い)

第 16 条 授業料等の未納により除籍された者については、当該未納に係る学期の履修科目の単位は、認めないものとする。

(所管)

第 17 条 この規程に関わる事務の所管は、武蔵ヶ丘キャンパス事務部教務課とする。

(改廃)

第 18 条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 こども教育学部において取得できる免許・資格の履修方法

1 保育士資格

「保育士」とは、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいいます。(児童福祉法第18条の4)

本学部こども教育学科は、厚生労働大臣により、指定保育士養成施設に指定されていますので、こども教育学科必修科目に加えて、必要な科目的修得により、卒業時には保育士資格が取得できます。

<指定保育士養成施設指定基準に定める教育内容に対する本学部開講科目>

指定保育士養成施設指定基準					こども教育学部こども教育学科教育課程			
	系列	教科目	設置単位数	履修単位数	教科目	設置単位数	履修単位数	備考
教養科目		外国語（演習）	2以上		英語IA又はIB	1	1	
					英語IIA又はIIB	1	1	
		体育（演習）	1	1	保健体育	1	1	
		体育（実技）	1	1	体育実技I	1	1	
		その他	6以上		基礎セミナー	1	1	※
					キャリアデザイン	1	1	※
					キャリアトレーニング	1	1	※
					日本国憲法	2	2	※
					日本語表現I	1	1	※
					情報処理I	1	1	※
					情報処理II	1	1	※
		教養科目 計	10以上	8以上	教養科目 計	12	8以上	
必修科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	2	保育原理	2	2	
		教育原理	2	2	教育原理	2	2	
		子ども家庭福祉	2	2	子ども家庭福祉	2	2	
		社会福祉	2	2	社会福祉	2	2	
		子ども家庭支援論	2	2	子ども家庭支援論	2	2	
		社会的養護I	2	2	社会的養護I	2	2	
		保育者論	2	2	保育者論	2	2	
		計14	計14			計14	計14	
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	2	2	教育心理学	2	2	
		子ども家庭支援の心理学	2	2	子ども家庭支援の心理学	2	2	

保育の対象の理解に関する科目	子どもの理解と援助	1	1	幼児理解	1	1	
	子どもの保健	2	2	子どもの保健	2	2	
	子どもの食と栄養	2	2	子どもの食と栄養	2	2	
		計 9	計 9		計 9	計 9	
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	2	2	保育・教育課程論	2	2	
	保育内容総論	1	1	保育内容総論	1	1	
	保育内容演習	5	5	保育内容一健康	1	1	
				保育内容一人間関係	1	1	
				保育内容一環境	1	1	
				保育内容一言葉	1	1	
				保育内容一音楽表現	1	1	
				保育内容一造形表現	1	1	
	保育の理解と方法	4	4	健康の指導法	2	2	
				人間関係の指導法	2	2	
				環境の指導法	2	2	
				言葉の指導法	2	2	
				表現（音楽）の指導法	1	1	
				表現（造形）の指導法	1	1	
	乳児保育 I	2	2	乳児保育 I	2	2	
	乳児保育 II	1	1	乳児保育 II	1	1	
	子どもの健康と安全	1	1	子どもの健康と安全	1	1	
	障害児保育	2	2	特別支援教育概論 (障害児保育を含む)	2	2	
	社会的養護 II	1	1	社会的養護 II	1	1	
	子育て支援	1	1	子育て支援	1	1	
		計 20	計 20		計 27	計 27	
保育実習	保育実習 I	4	4	保育実習 I	4	4	
	保育実習指導 I	2	2	保育実習指導 I A	1	1	
				保育実習指導 I B	1	1	
	総合演習	保育実践演習	2	2	保育・教職実践演習	1	1
必修科目 計		51	51	必修科目 計	57	57	
修選科目必	保育に関する科目		15 以上	6 以上	音楽基礎	1	6 以上
					器楽 I	1	

選 択 必 修 科 目	保育に関する科目	15 以 上	6 以 上	器楽Ⅱ	1	6 以 上		
				器楽Ⅲ	1			
				器楽Ⅳ	1			
				療育論	2			
				療育論演習	1			
				食育論	2			
				保育ソーシャルワー ク実践演習	1			
				保育 ICT 演習	1			
				保育マネジメント論	2			
				保育における連携・ 接続	2			
	保育実習Ⅱ又はⅢ	2	2	保育実習Ⅱ又はⅢ	2	2		
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ	1	1	保育実習指導Ⅱ又は Ⅲ	1	1		
	選択必修科目 計	18 以 上	9 以 上		19	9 以 上		
	合計	79 以 上	68 以 上		88	74 以 上		

※指定保育士養成施設指定基準における教養科目「その他」の教科目については、4単位以上を修得すること。

尚絅大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び尚絅大学学則第30条の規定に基づき、尚絅大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

学 部	学 科	付記する専攻分野の名称
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	文学
生活科学部	栄養科学科	栄養学
こども教育学部	こども教育学科	教育学

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則第28条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「尚絅大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(所管)

第7条 この規程に関わる事務の所管は、九品寺キャンパス事務部教務課とする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前の入学者については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

		卒業証書・学位記		
○第 号	尚絅大学長 ○○ ○○	令和 年 月 日	氏名	本籍
			平成 年 月 日生	
本学○○学部○○学科所定の課程 を修めて本学を卒業したことを認め 学士(○○学)の学位を授与する				